

事務連絡
令和7年9月12日

各都道府県地方分権担当課 }
各都道府県市町村担当課 } 御中

総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について〔令和5年地方分権改革提案事項〕（再周知）

平素より郵政行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年賀寄付金配分事業申請に係る都道府県知事の意見書については、その作成に係る事務負担の軽減等を図る観点から、別添の「年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について〔令和5年地方分権改革提案事項〕（周知）」（令和6年3月28日付け事務連絡）において運用の見直し等についてご連絡しているところであり、当該運用の見直しについては、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といいます。）ホームページで公表している「年賀寄付金のQ & A」（<https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html>）に反映されているところです。当該見直しは、2025年度日本郵便年賀寄付金配分事業より行われておりますが、令和7年9月10日から2026年度日本郵便年賀寄付金配分事業の公募が開始されましたことから、下記のとおり改めてお知らせいたします。

各都道府県市町村担当課におかれましては、本事務連絡について、貴都道府県内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県地方分権担当課におかれましては、追って（一斉通知・調査システム）本運用見直し等に係るアンケートを実施させていただく予定ですのでご協力賜れますと有難く存じます。

記

1. 都道府県知事の意見書に関する運用の見直し等の内容

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）第2条第2項の都道府県知事の意見書（以下「意見書」といいます。）については、その作成に係る事務負担の軽減等を図る観点から運用の見直し等を行っております。

（1）意見書の作成部署

意見書は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法律」

といます。) 第5条第1項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等(年賀特別郵便に係るものに限ります。)の寄附目的に係る事業(以下「年賀寄付金配分事業」といいます。)の申請団体(以下「申請団体」といいます。)が申請する事業(以下「申請事業」といいます。)が同条第2項各号に掲げる事業に該当するかや、申請事業が先駆性・社会性・実現性・緊急性等の点から優先されるべきものかを日本郵便及び総務省が適正かつ容易に審査することを目的としており、その作成は、都道府県(申請事業の権限が市区町村に委譲されている場合は市区町村。以下同じ。)の申請事業を所管する部署に行っていただくこととしています。

しかしながら、令和5年地方分権改革提案事項の中で、都道府県と申請団体が日頃関わりがないため都道府県の申請事業を所管する部署が不明で、都道府県が当該部署を特定するための調整に時間がかかり、その結果、申請団体が申請を断念する事例があるとの趣旨の指摘がありました。

そのため、意見書の作成に係る事務負担の軽減、年賀寄付金配分事業の円滑な実施の確保等の観点から、都道府県の申請事業を所管する部署が不明である場合は、都道府県の判断により申請団体の認可等を行った部署が意見書を作成することで問題ないものとするよう運用を見直すこととしました。

なお、申請事業を所管する部署が不明であることについては、都道府県の判断によるものではありませんが、申請事業を所管する部署が確実に存在しないことをつぶさに確認することなく、例えば、

- ・ 申請団体の認可等を行った部署が都道府県内の各部署に対し、申請事業を所管しているか確認し、どの部署からも所管しているとの回答がない場合や、
- ・ 申請団体の認可等を行った部署が申請団体に対し、申請事業に関して都道府県内の部署から業務委託を受けるなど所管部署の施策と関連する事業であるか確認し、特に関連する事業ではないとの回答があった場合

は、申請事業を所管する部署が不明であると整理することが考えられます。

(2) 意見書の記載事項

意見書作成の目的は上記(1)に記載のとおりであり、意見書においては、申請団体の事業内容及び申請事業が法律第5条第2項各号に掲げる事項に該当すること、申請事業が先駆性・社会性・実現性・緊急性等の点から優先されるべきものであることその他、申請団体がこれまで事業に関連して法令違反等を行ったことがないか、申請団体が所管都道府県と連携して取組を行った実績があるかなど、都道府県が把握し申請事業の審査に有用な事項を記載いただくこととしています。

しかしながら、令和5年地方分権改革提案事項の中で、都道府県と申請団体が日頃関わりがなく、都道府県が、申請団体の認可等を行ったことその他、申請事業の審査に有用な事項を把握していない場合には、申請団体の事業内容及び申請事業が法律第5条第2項各号に掲げる事項に該当するかは、都道府県に提出されている申請団体の定款等で判断する他なく、当該申請団体の定款等を内閣府ホームページで公表している場合は、都道府県で当該判断を行い意見書を作成する理由はないとの趣旨の意見がありました。

そのため、意見書の作成に係る事務負担の軽減の観点から、当該場合には、日本郵便が当該判断を行うこととし、

- ・ 当該団体に関して、認可等を行ったことその他審査に有用な事項は把握していない旨、及び
- ・ 内閣府ホームページに公表されている定款等が都道府県に提出されている定款等と同一である旨

を意見書に記載いただくことで問題ないものとするよう運用を見直すこととしました。

(3) その他

申請事業の審査・選定は、これまでも意見書の内容を加味して行ってきましたが、この点が対外的に明確となっていなかったため、日本郵便が申請団体の公募時に公表する申請の要領や、日本郵便ホームページで公表している「年賀寄付金のQ&A」においてこの点を明確にしております。

2. 参考資料（別添）

年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について〔令和5年地方分権改革提案事項〕（周知）（令和6年3月28日付け事務連絡）

（その他参考情報）

○日本郵便のホームページ「年賀寄付金のQ&A」

<https://www.post.japanpost.jp/kifu/faq/faq.html>

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便課 担当：川野課長補佐、黒木係長 電話：03-5253-5993
--